

第 2 部

区の現状と課題

第1章 区の現況と推計

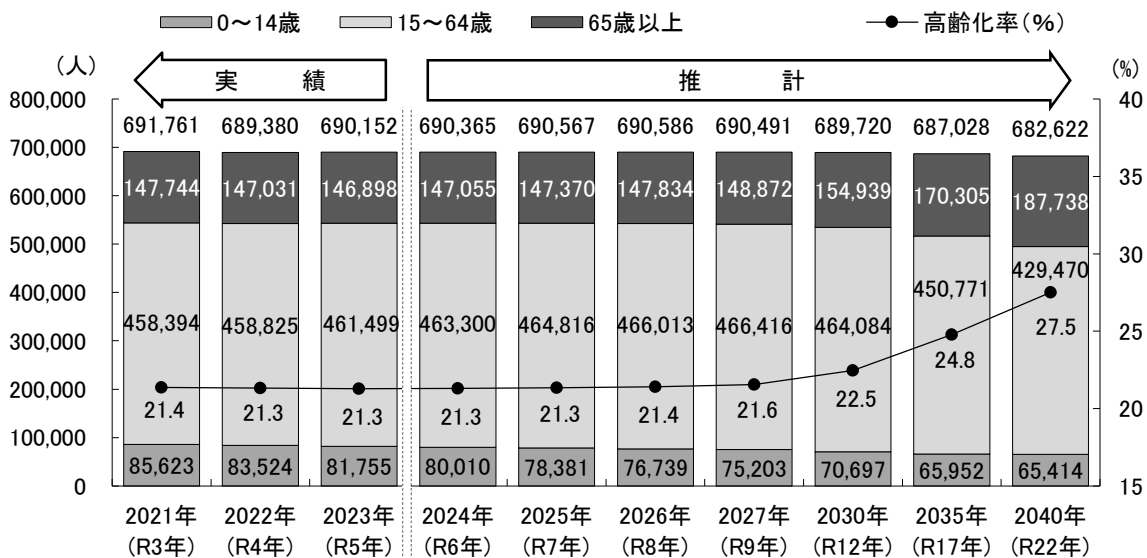
1 将来の人口構成

(1) 総人口の推移・推計

江戸川区の高齢化率は、徐々に高まっていく見込みです

- 江戸川区の総人口は、令和5年(2023年)10月1日現在690,152人となっており、近年は69万人前後で推移しています。第9期計画期間の令和6年(2024年)から令和8年(2026年)までこの傾向は続く見込みです。
- 65歳以上の高齢者人口の割合は、令和9年(2027年)まで21%台で推移しますが、令和17年(2035年)に24.8%、令和22年(2040年)には27.5%となる見込みです。

〔 年齢階層別人口の推計 〕



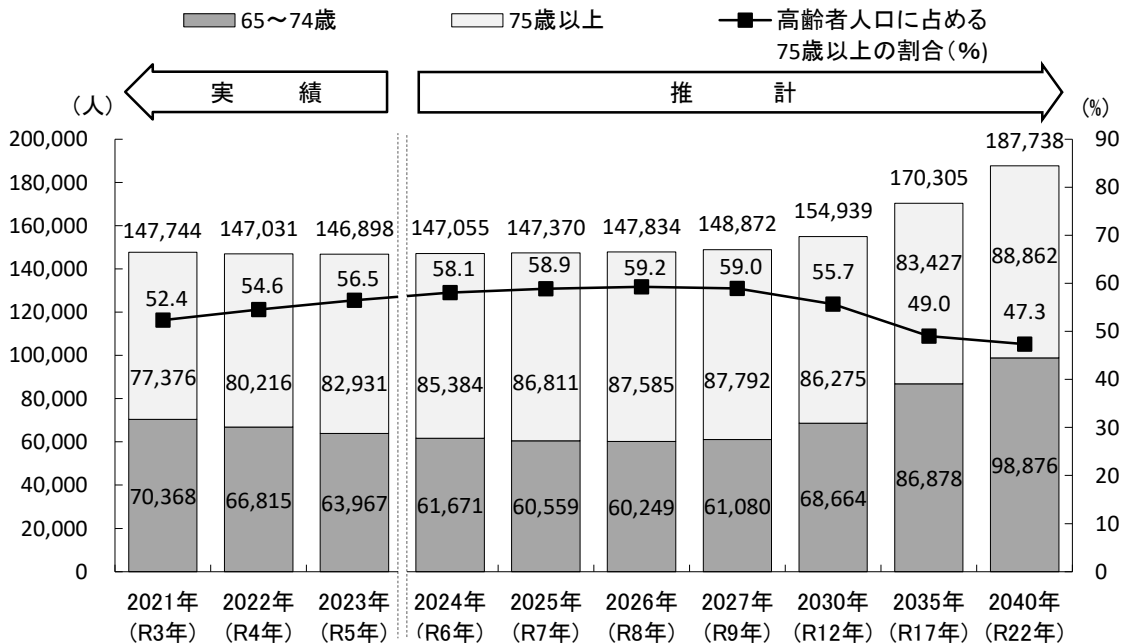
※人口は、住民基本台帳（各年度10月1日現在）による
 ※高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合
 ※2021年（令和2年）～2023年（令和5年）は実績値
 ※2024年（令和6年）以降は、コーホート要因法による推計値（各年度10月1日時点）

(2) 高齢者人口の推移・推計

令和8年度(2026年度)には65歳以上人口に占める75歳以上人口の割合がピークを迎えます

- ・ 65歳以上の高齢者人口は、令和5年(2023年)10月1日現在146,898人であり、高齢化率は21.3%となっています。
- ・ 第9期計画期間中(令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度))では高齢者人口はゆるやかに増加しますが、令和17年度(2035年度)には170,305人、令和22年度(2040年度)には187,738人まで上昇する見込みです。
- ・ 特に介護が必要とされる75歳以上人口は、第9期計画期間中も増加を続け、計画期間の最終年となる令和8年度(2026年度)には65歳以上人口における75歳以上人口の割合が59.2%とピークになることが想定されています。

〔 65歳以上人口の推移・推計 〕



※人口は、住民基本台帳(各年度10月1日時点)による

※高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合

※2021年(令和2年)～2023年(令和5年)は実績値

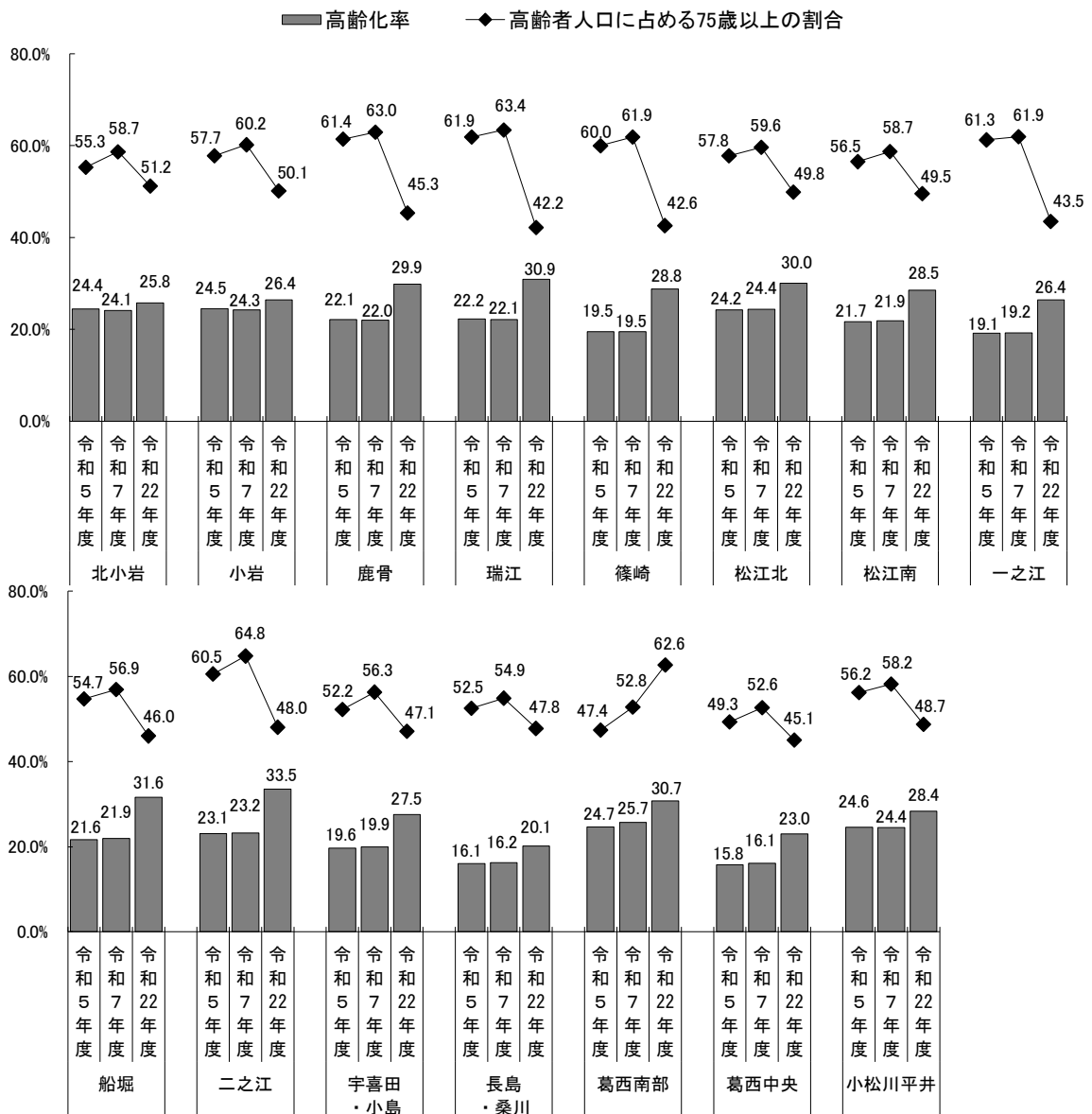
※2024年(令和6年)以降は、コーホート要因法による推計値(各年度10月1日時点)

(3) 日常生活圏域別の高齢化率の推移・推計

高齢化率は、葛西南部、小松川平井、小岩、北小岩、松江北圏域で24%を超えています

- ・ 令和5年(2023年)10月1日現在、高齢化率が高い地域は葛西南部、小松川平井、小岩、北小岩、松江北圏域で24%を超えています。一方、高齢者人口に占める75歳以上の方の割合は瑞江、鹿骨、一之江、二之江、篠崎圏域で60%以上となっています。
- ・ 令和22年度(2040年度)は、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となることで、葛西南部圏域を除き、高齢者人口に占める75歳以上の方の割合が減少します。

〔日常生活圏域別高齢化率(令和5年度・令和7年度・令和22年度)〕
(2023年度) (2025年度) (2040年度)

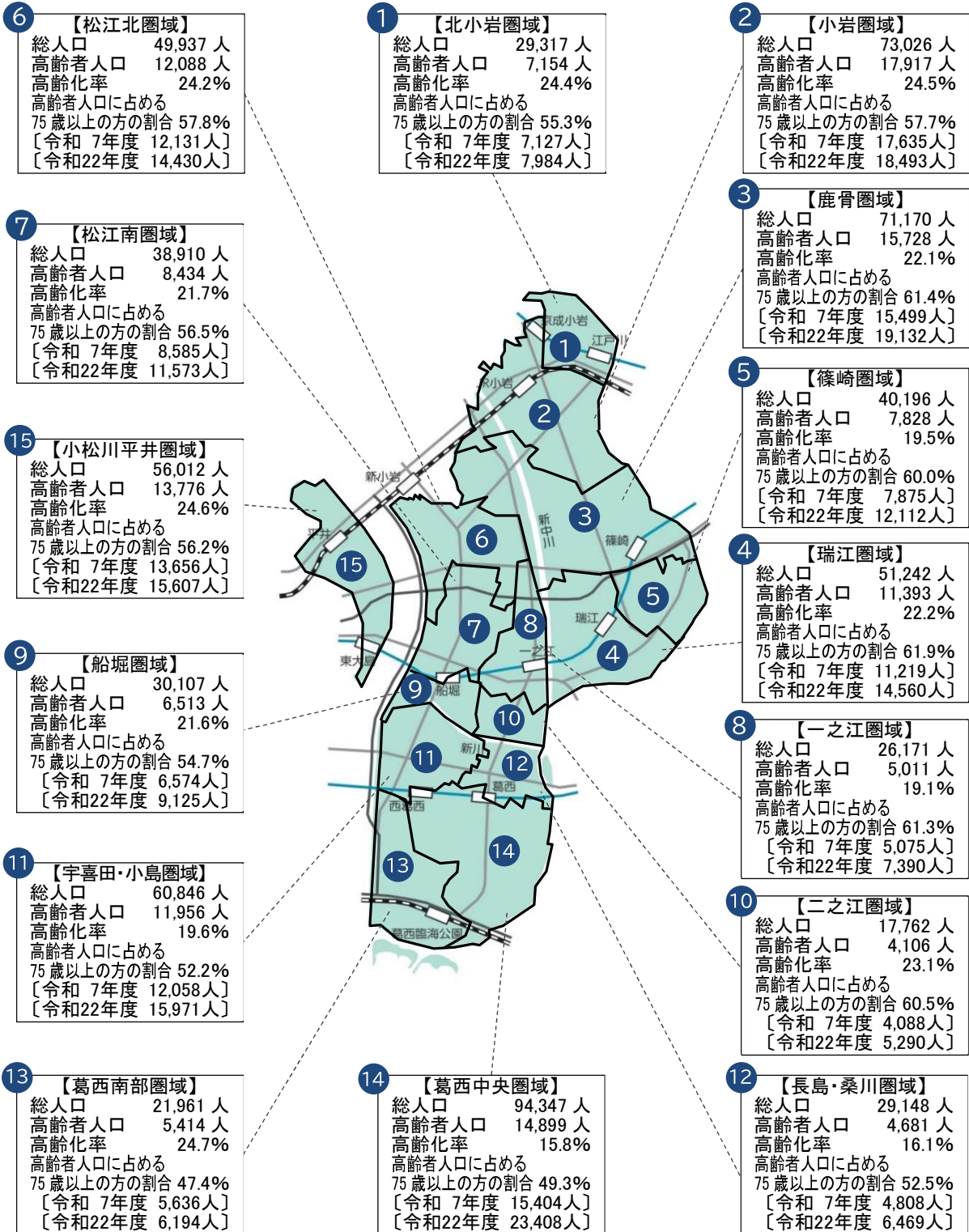


※令和7年度、令和22年度はコーホート要因法により推計

■日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように地理的条件、人口、施設の整備状況等を勘案して定めた区域のことです。

〔 15 の日常生活圏域と特性 〕



※令和7年度、令和22年度はコーホート要因法により推計。

※総人口・高齢者人口及び高齢化率は令和5年10月1日時点（区全体の高齢化率は21.3%）。

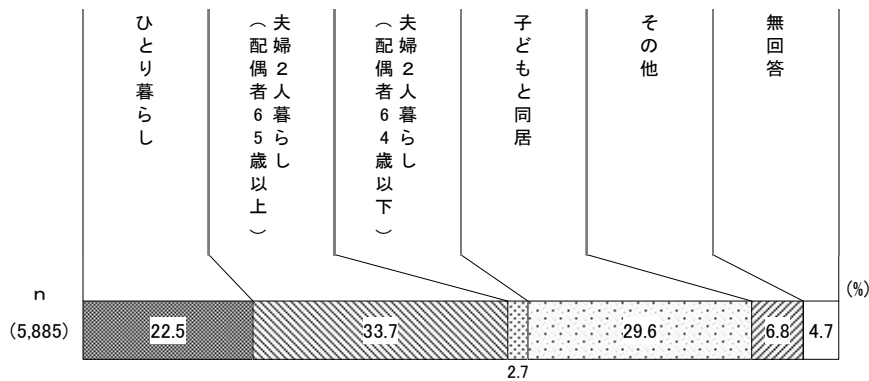
※〔 〕内は、令和7年度、令和22年度の推計高齢者人口

2 高齢者の世帯の状況

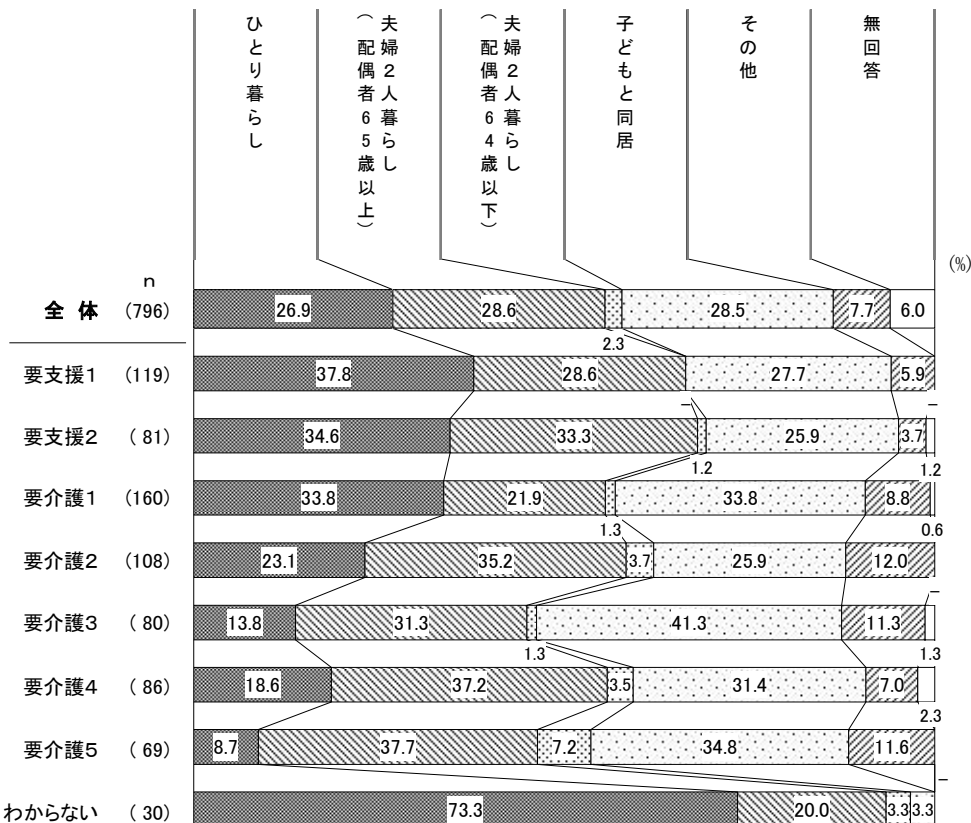
高齢者の過半数は、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯です

- ・ 要介護認定を受けていない一般高齢者の56.2%、要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者の55.5%が、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯です。
- ・ 要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者のうち、要支援1～2及び要介護1の人の3割台半ばから約4割はひとり暮らしです。高齢夫婦2人暮らし世帯を加えると要支援1～2で約7割となります。

〔 要介護認定を受けていない高齢者の世帯状況 〕



〔 要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者の世帯状況 〕

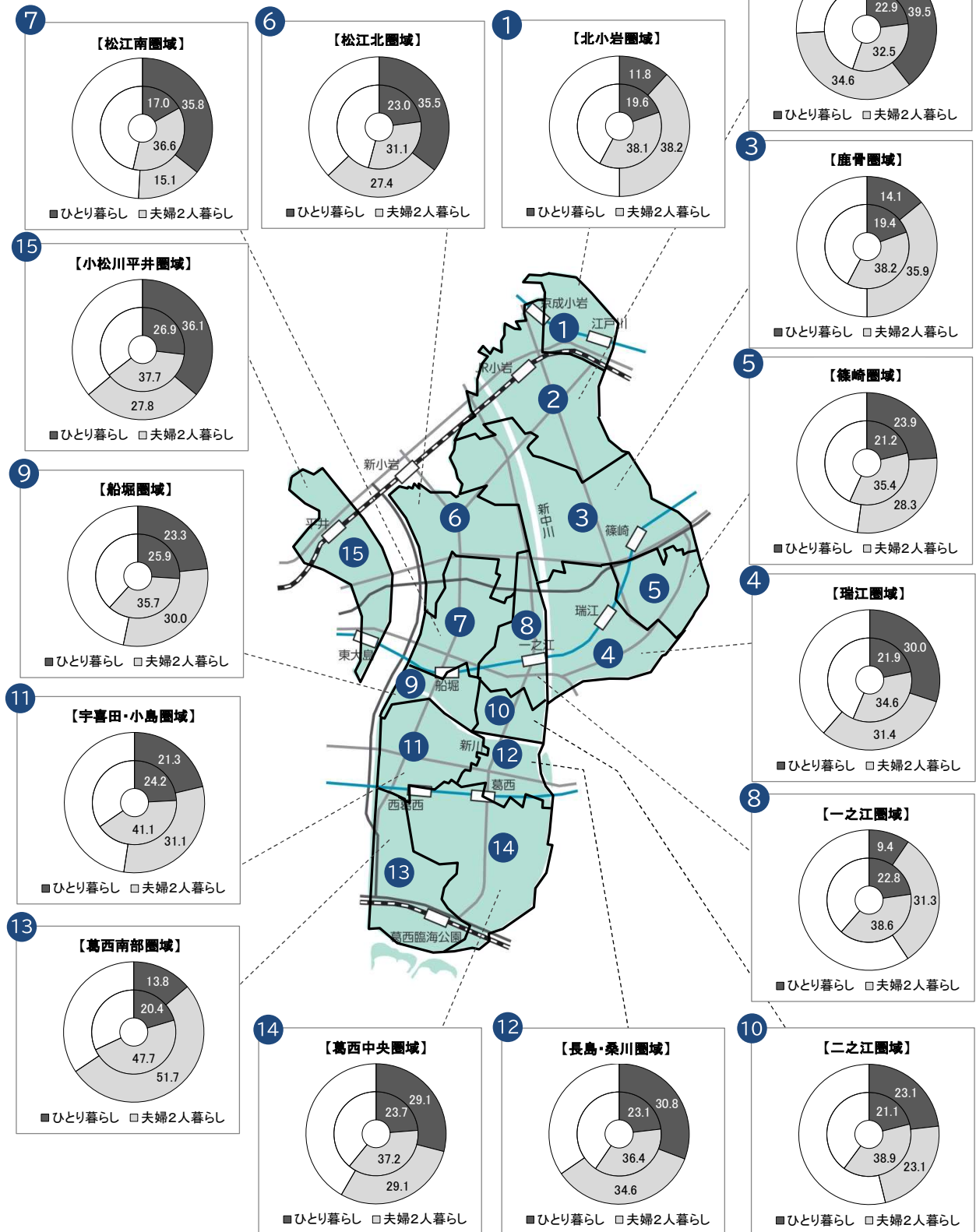


※「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

- ・ 日常生活圏域別にみると、要介護認定を受けていない高齢者のうち、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯の割合は、葛西南部、宇喜田・小島、小松川平井圏域の順に高くなっています。

〔 日常生活圏域別の高齢者の世帯の状況 〕 ②

※内円：要介護認定を受けていない高齢者
 ※外円：要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者

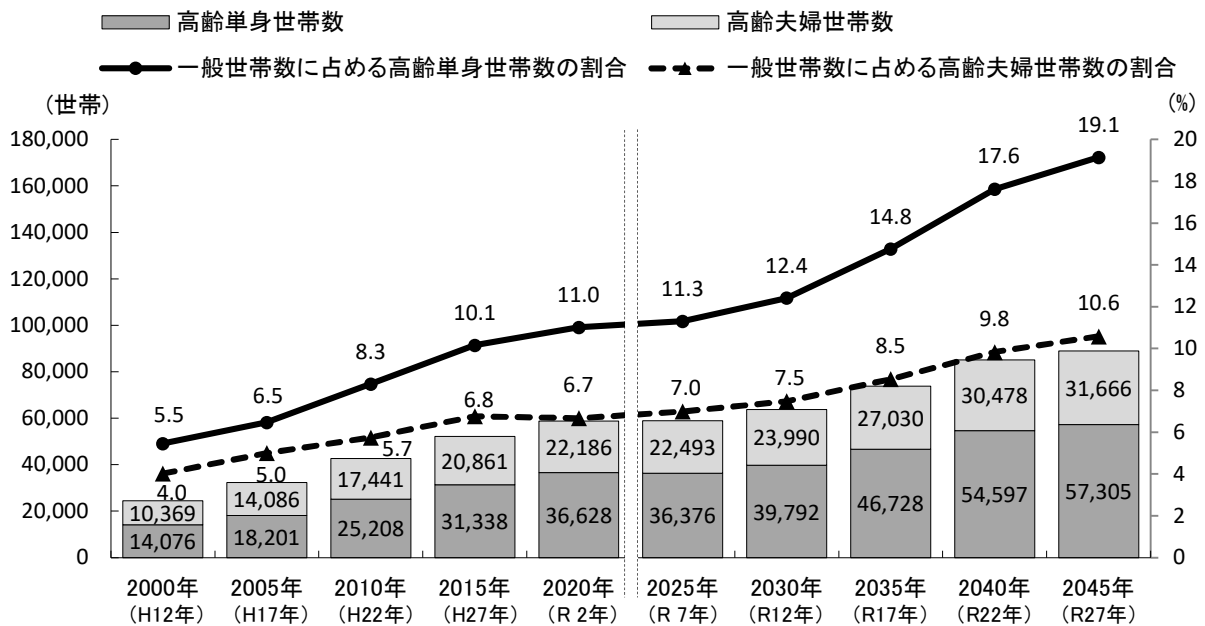


高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は、今後 20 年の間で増加していきます。

(※高齢夫婦世帯=夫 65 歳以上・妻 65 歳以上の世帯)

- ・令和 2 年の国勢調査によれば、同年の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の一般世帯数に占める割合は、それぞれ 11.0%、6.7%となっています。介護保険制度が発足した平成 12 年以降、これらの世帯数は増加しています。
- ・こうした傾向に、住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による推計値を加味した将来推計では、令和 7 年時点で高齢単身世帯数はわずかに減少したのち、老年人口（65 歳以上人口）の高まりと生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）・年少人口（0 歳～14 歳人口）の減少を背景に、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の世帯数・世帯割合はいずれも高まっていく見込みです。

〔 高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の推移・推計 〕

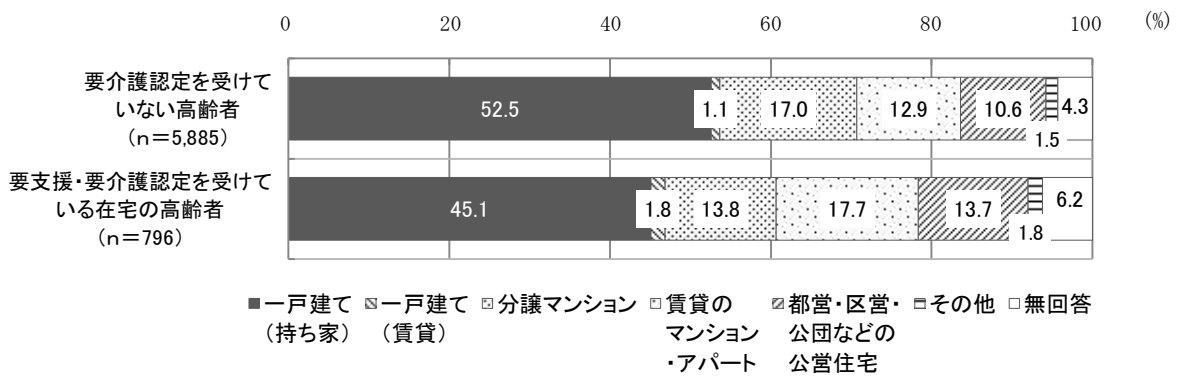


3 住まいの状況

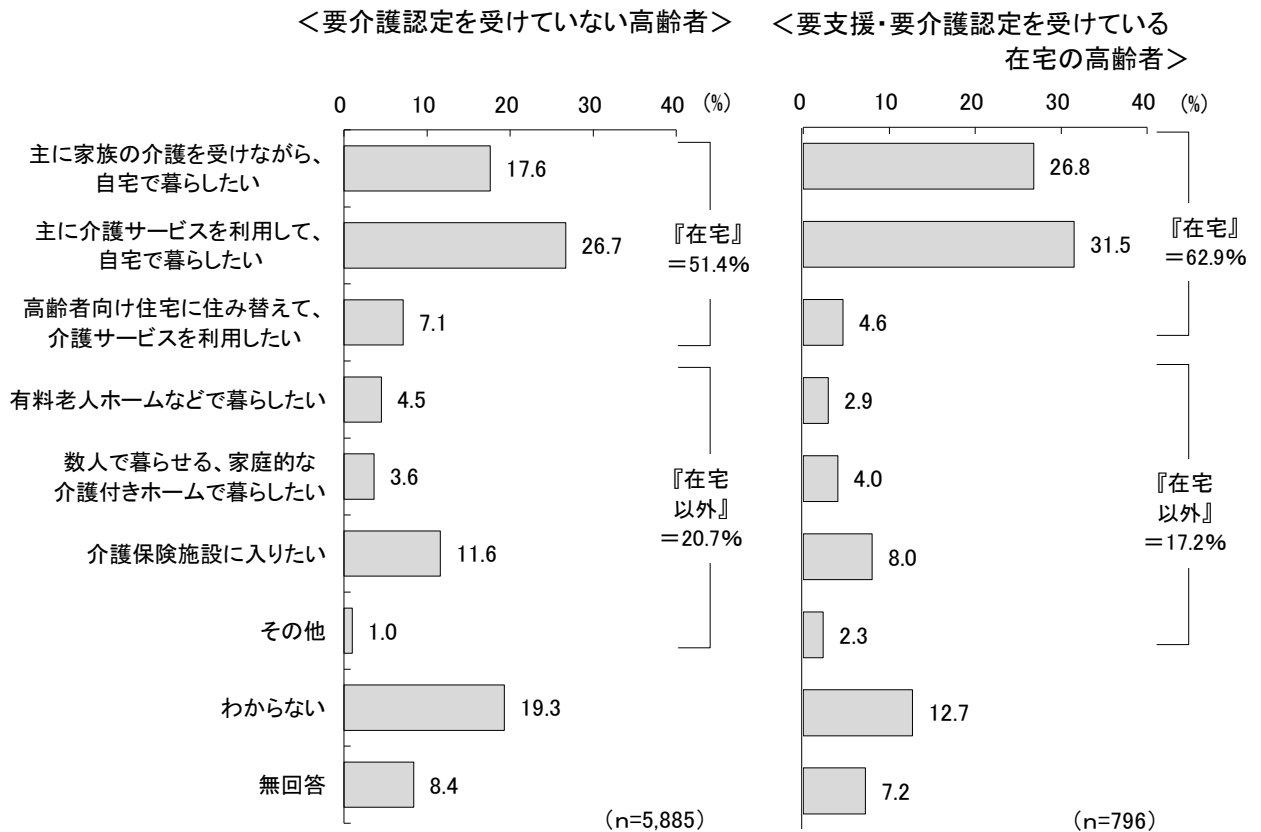
高齢者の約半数が持ち家の一戸建てに居住しています

- ・ 要介護認定を受けていない高齢者の約 53%、要支援・要介護認定を受けている高齢者の約 45%が、持ち家の一戸建てに居住しています。
- ・ 今後介護を受けたい場所としては、半数以上が在宅を希望しています。

〔 住まいの形態 〕



〔 今後介護を受けたい場所 〕



※ 「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

4 介護保険被保険者及び要介護認定者の推移・推計

要介護認定者数は増加し、要介護認定率が上昇しています

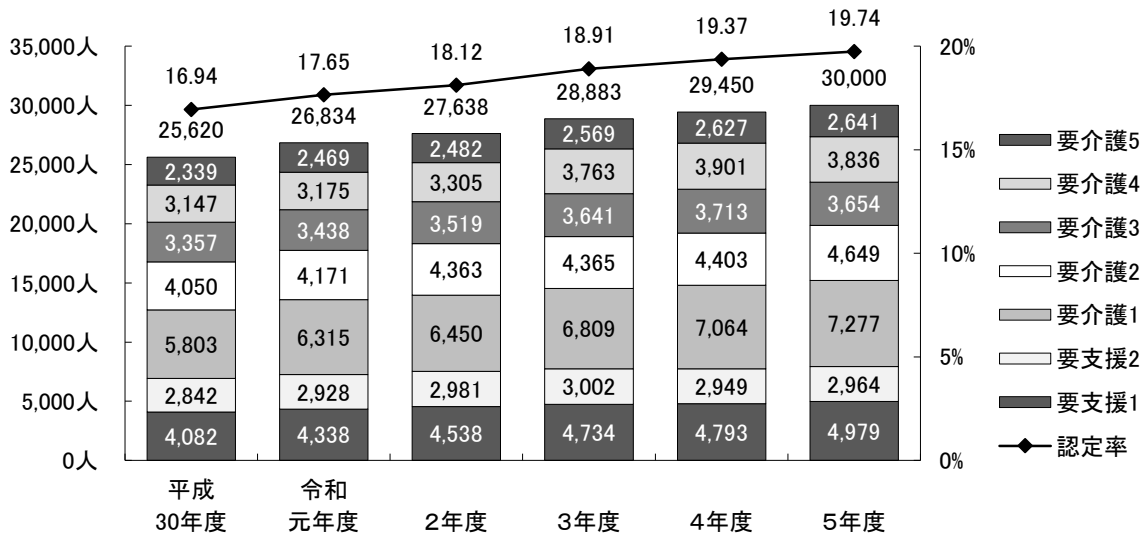
- ・第1号被保険者数は、全体では令和3年度の148,637人から令和5年度の147,800人へと減少していますが、75歳以上の第1号被保険者は増加しています。
- ・要介護認定者数は、平成30年度に25,000人を超え、令和5年度には30,000人、要介護認定率は19.74%に増加しています。
- ・要介護度別にみると、要支援1～要介護2の認定者は、全認定者数の3分の2近くを占めています。

〔 第1号被保険者数の推移 〕

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	148,637人	147,944人	147,800人
65～74歳	70,566人	66,991人	64,124人
75～84歳	54,669人	56,212人	57,898人
85歳以上	23,402人	24,741人	25,778人

※「介護保険事業状況報告」（各年度9月末現在）より

〔 要介護認定者数・要介護認定率の推移 〕



※「介護保険事業状況報告」（各年度9月末現在）より

※要介護認定率=65歳以上の要介護認定者数÷第1号被保険者数

※要介護認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の要介護認定者を合計したもの

令和 22 年度(2040 年度)の要介護認定者数は 36,353 人、認定率は 19.25%になると見込まれます

【 推 計 】

- ・ 第 1 号被保険者数は、令和 5 年度 (2023 年度) 以降増加を続け、令和 22 年度 (2040 年度) には 188,840 人になると推計され、第 9 期計画期間の初年度 (令和 6 年度 (2024 年度)) に比較して 27.6%の増加が見込まれています。
- ・ 第 9 期計画期間中は前期高齢者数が微減し、後期高齢者数がそれを上回る増加となるため、第 1 号要介護認定率も増加すると予想されています。団塊世代ジュニアが全て高齢者となる令和 22 年度 (2040 年度) には、第 1 号被保険者における前期高齢者の割合が 5 割を超えるため要介護認定率は 20%を下回ると見込まれます。

〔 第 1 号被保険者数の推計 〕

	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
第 1 号被保険者数	147,993 人	148,322 人	148,798 人	188,840 人
65～74 歳	61,834 人	60,719 人	60,408 人	99,137 人
75～84 歳	59,752 人	60,012 人	59,339 人	55,453 人
85 歳以上	26,407 人	27,591 人	29,051 人	34,250 人

※各年度 9 月末現在

	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
第 1 号要介護認定者数	29,962 人	30,610 人	31,242 人	36,353 人
要支援 1	5,002 人	5,068 人	5,119 人	5,643 人
要支援 2	2,969 人	3,013 人	3,052 人	3,419 人
要介護 1	7,198 人	7,390 人	7,576 人	8,682 人
要介護 2	4,576 人	4,716 人	4,852 人	5,728 人
要介護 3	3,721 人	3,779 人	3,837 人	4,590 人
要介護 4	3,896 人	3,980 人	4,076 人	4,994 人
要介護 5	2,600 人	2,664 人	2,730 人	3,297 人
第 1 号要介護認定率	20.25%	20.64%	21.00%	19.25%
第 2 号要介護認定者数	846 人	882 人	912 人	799 人
要介護認定者数合計	30,808 人	31,492 人	32,154 人	37,152 人

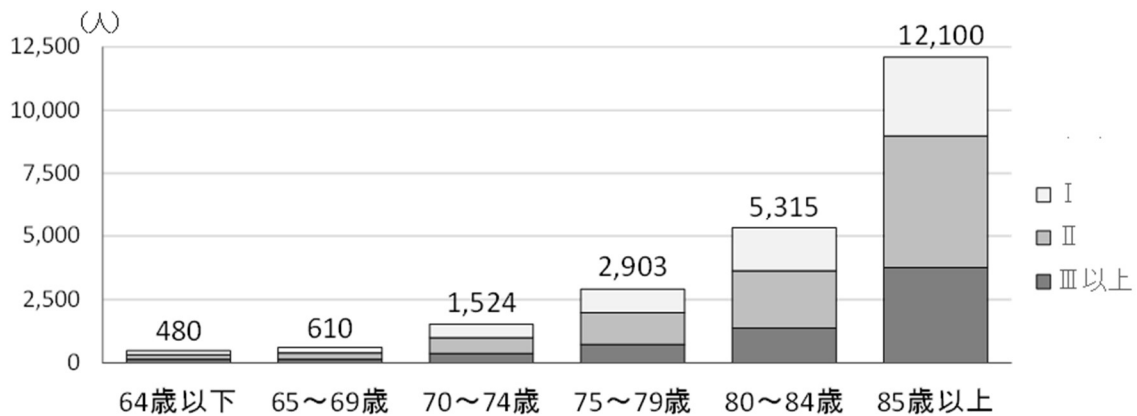
※各年度 9 月末現在

5 認知症の方（疑い含む）の状況

要介護認定を受けている方のうち、8割近くの方は認知症を有しています

- ・ 要介護認定を受けている方の認知症の状況をみると、加齢とともにその数は上昇していきます。65歳～69歳の方の610人に対し、85歳以上では、1万2千人以上の方が認知症を有しています。全体では、要介護認定者数約3万人に対し、8割近くの約2万3千人の方が認知症を有しています。この数は高齢化に伴って、今後も増える見込みです。
- ・ 日常生活はほぼ自立、若しくは日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、周囲の支援等があれば自立できる方が多いことから、地域における認知症の正しい理解と対応の推進が重要となっています。

〔 要介護認定を受けている方の認知症の状況 〕



	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合計
Ⅰ	156人	214人	526人	927人	1,691人	3,113人	6,627人
Ⅱ	179人	249人	629人	1,247人	2,254人	5,234人	9,792人
Ⅲ以上	145人	147人	369人	729人	1,370人	3,753人	6,513人
合計	480人	610人	1,524人	2,903人	5,315人	12,100人	22,932人

※要介護認定情報（令和5年9月末現在）より

※日常生活自立度の区分が、Ⅰ～Ⅳに該当しない自立又は不明の方を除く

〔 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 〕

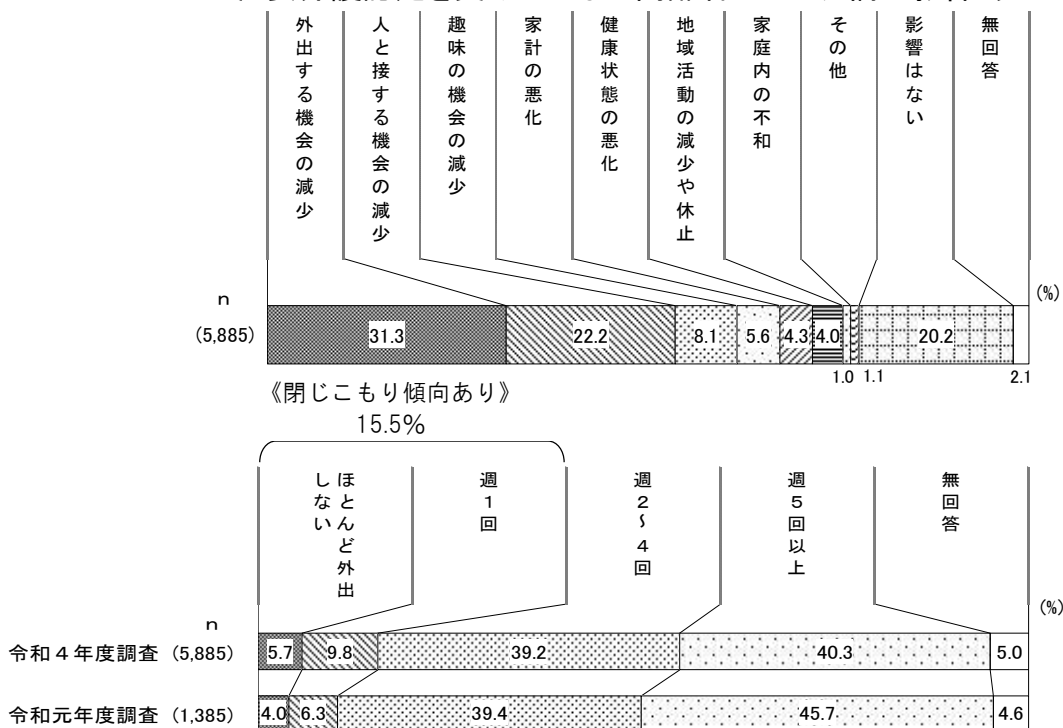
ランク	判定基準
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる
Ⅲ	ランクⅡの症状が見られ、介護を必要とする（徘徊、失禁などが見られる）
Ⅳ	ランクⅡの症状が頻繁に見られ、常に介護を必要とする

6 新興感染症について

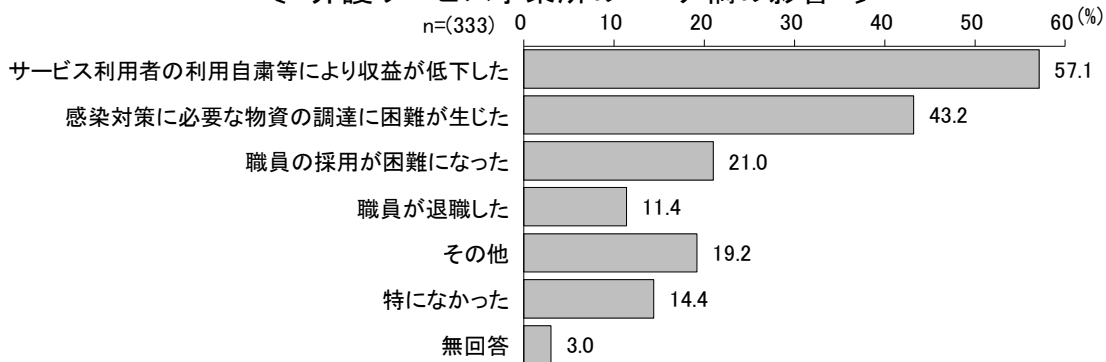
感染症の流行は、物理的な移動をとまう行動に大きな影響を与えます

- 世界的な流行を見せた新型コロナウイルス感染症は、三度の緊急事態宣言を発出させるなど、我が国の人流や経済活動に大きな影響を与えました。
- とりわけ高齢者への影響は大きく、要介護認定を受けていない高齢者は、コロナ禍の影響として「外出する機会の減少」(31.3%)や「人と接する機会の減少」(22.2%)を多くあげており、コロナ禍前に比べて《閉じこもり傾向あり》も増加しています。
- このほか、介護サービス事業所の運営にも利用控え等の影響がありました。

〔 要介護認定を受けていない高齢者のコロナ禍の影響 〕



〔 介護サービス事業所のコロナ禍の影響 〕



※「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和5年4月）より

第2章 介護保険サービス等の現状と課題

1 介護保険サービス利用者

居宅サービス利用者数が増加しています

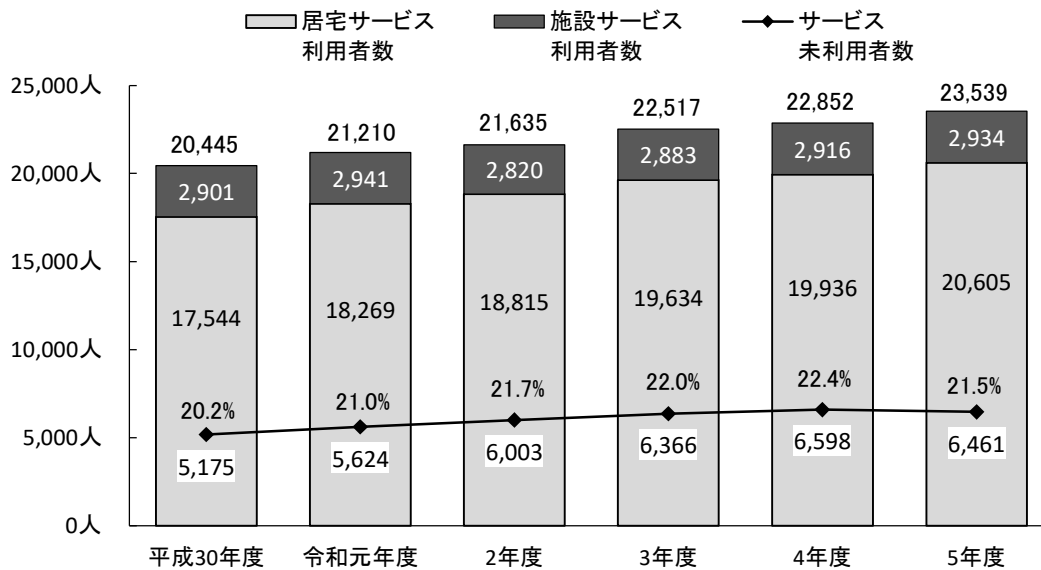
【現状】

- ・介護保険サービス利用者数は、年々増加傾向にあります。主に増えているのは居宅サービス利用者数で、令和5年度は、平成30年度時点の1.14倍、施設サービス利用者数は1.02倍となっています。
- ・要介護認定者のうち、居宅サービスも施設サービスも利用していないサービス未利用者の割合は約2割となっています。
- ・要介護度別にみると、サービス未利用者の割合は要支援1～2において高くなっています。

【課題】

- ・要介護認定者数の増加に伴い、今後もサービス利用者数の増加が見込まれます。サービス提供量の充実に向けて、今後も介護サービス基盤を強化していく必要があります。
- ・要支援1～2についてはサービス未利用者の割合が高くなっています。今後も適切なケアマネジメントのもとに、介護保険サービスの利用につなげることを基本とする一方、その方の状況に応じてインフォーマルサービスの利用や一般介護予防事業の充実により、選択肢を増やすことも必要です。これにより重度化予防を推進していく必要があります。

〔 介護保険サービス利用者数の推移 〕

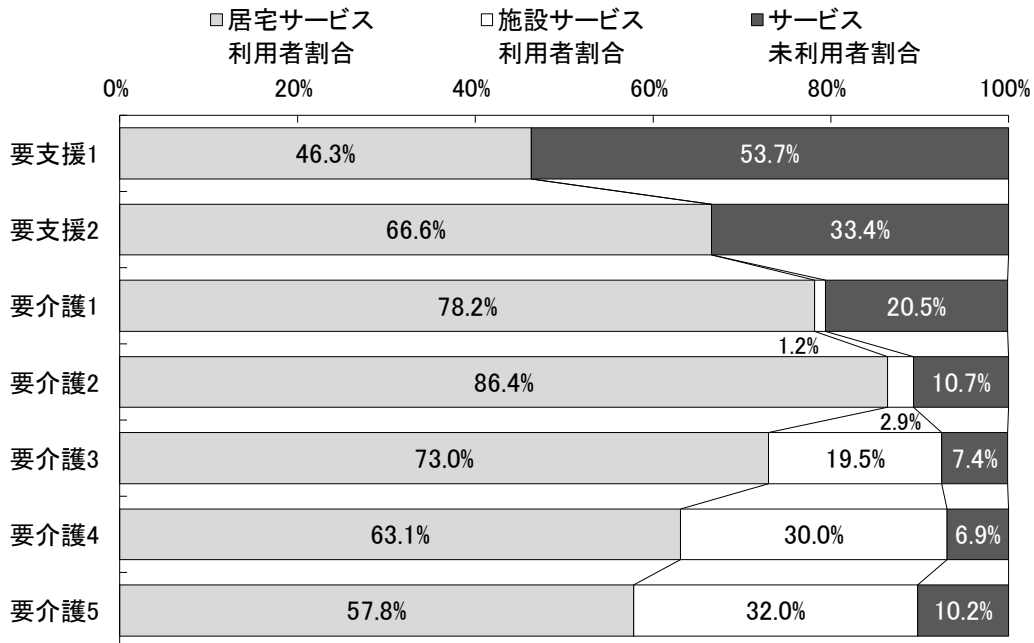


※「東京都国保連介護給付実績分析システム」（各年度9月審査分）より

※居宅サービスには、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスを含んでいる

※サービス未利用者数＝要介護認定者数－サービス利用者数

〔 要介護度別介護保険サービスの利用状況 〕



※「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和5年9月審査分）より

2 居宅サービス

(1) サービス別利用者数・利用割合

介護給付の居宅サービスは、福祉用具貸与や居宅療養管理指導の利用者数が多くなっています

【現状】

- ・要介護1～5の方が利用する介護給付では、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、訪問介護、通所介護、訪問看護の利用者数が多くなっています。
- ・第8期計画期間中の推移を見ると、特に訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導の割合が大きく増加しています。
- ・要支援1～2の方が利用する予防給付では、令和3年度から令和5年度にかけて居宅療養管理指導、訪問看護が大きく増加しています。

【課題】

- ・全体的に利用は増加傾向にありますが、これは令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、コロナ禍における利用減少の回復傾向を反映したものと捉えることができます。引き続き、訪問介護やショートステイ等の在宅介護を支えるサービスの充実を図っていくとともに、人材不足に対して適切に対応していくことが重要です。
- ・訪問介護、居宅療養管理指導においては、予防給付も含めて、需要の増加に対応するため、サービスの充実を図るとともに、医療と介護の連携をより推進し、在宅療養を支える環境整備を進めていく必要があります。
- ・訪問リハビリテーションの利用者数は増加傾向にあり、サービスの充実を図るとともに、身体機能の低下等がみられる区民の生活の質の向上や自立のための生活期リハビリテーションの取組を着実に進めていくことが重要です。

〔 サービス別居宅サービス利用者数の推移(介護給付) 〕

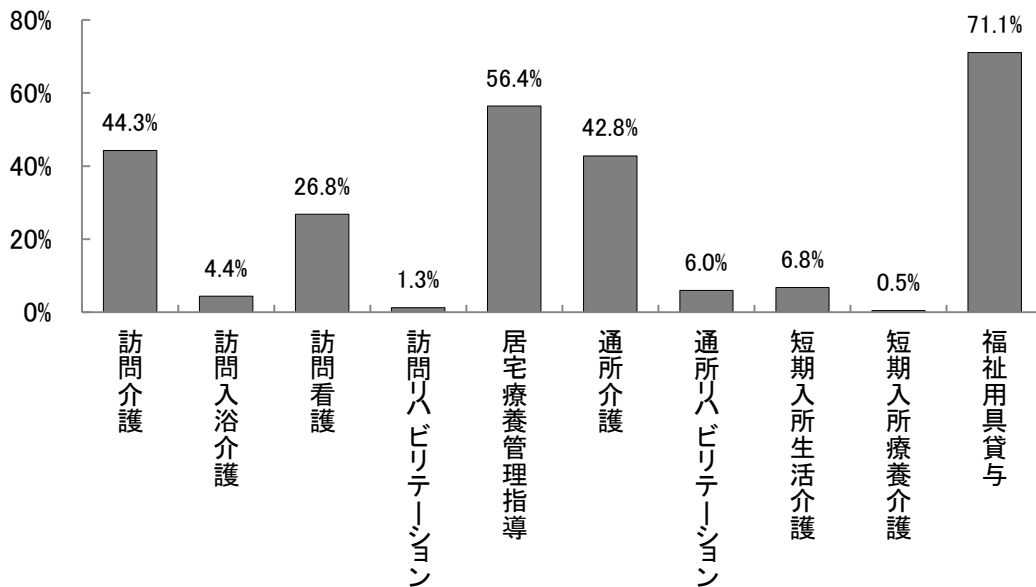
介護給付	利用者数			増加率 (令和3→ 令和5年度)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準的居宅サービス利用者	12,620人	13,028人	13,274人	5.2%	-	-	-
訪問介護	5,603人	5,804人	5,877人	4.9%	44.4%	44.6%	44.3%
訪問入浴介護	592人	586人	577人	-2.5%	4.7%	4.5%	4.4%
訪問看護	3,083人	3,363人	3,555人	15.3%	24.4%	25.8%	26.8%
訪問リハビリテーション	148人	162人	173人	16.9%	1.2%	1.2%	1.3%
居宅療養管理指導	6,551人	7,079人	7,481人	14.2%	51.9%	54.3%	56.4%
通所介護	5,244人	5,556人	5,685人	8.4%	41.6%	42.7%	42.8%
通所リハビリテーション	831人	759人	798人	-4.0%	6.6%	5.8%	6.0%
短期入所生活介護	839人	866人	900人	7.3%	6.7%	6.7%	6.8%
短期入所療養介護	68人	58人	62人	-8.8%	0.5%	0.4%	0.5%
福祉用具貸与	8,891人	9,210人	9,443人	6.2%	70.5%	70.7%	71.1%

※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4~11月審査分平均実績)より

※標準的居宅サービス利用者とは、在宅介護サービス(居宅サービス・地域密着型サービスのうち、グループホーム等居住系のサービスを除く。)のうち、いずれか1種類以上のサービスを利用している人

※標準的居宅サービス利用者における利用割合=各サービス利用者数÷標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者における利用割合(介護給付) 〕



※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和5年4~11月審査分平均実績)より

〔 サービス別居宅サービス利用者数の推移(予防給付) 〕

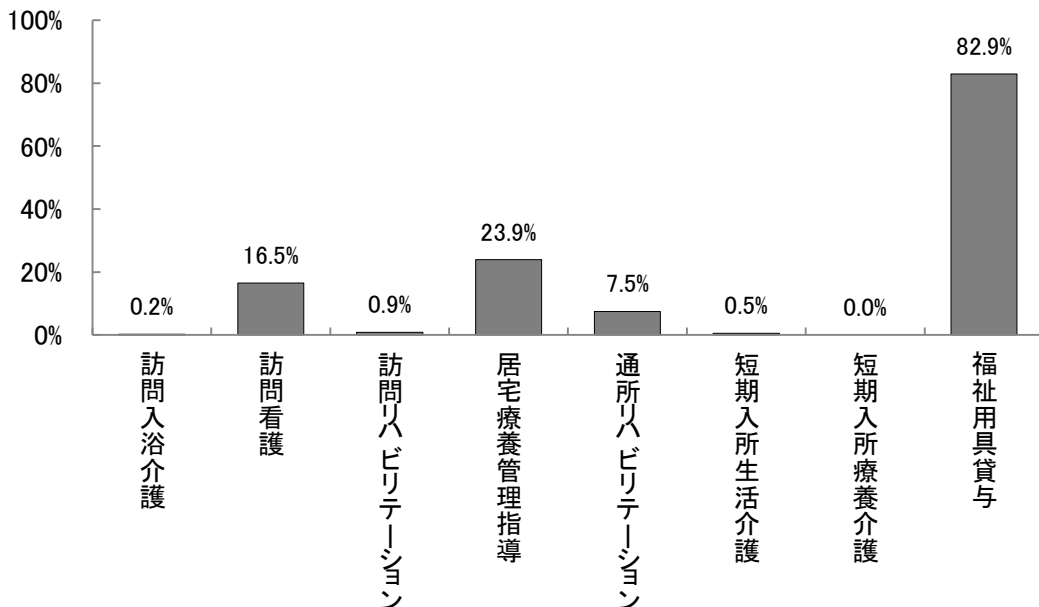
予防給付	利用者数			増加率 (令和3→ 令和5年度)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準的居宅サービス利用者	1,821人	1,789人	1,851人	1.7%	-	-	-
訪問入浴介護	3人	2人	3人	0%	0.2%	0.1%	0.2%
訪問看護	279人	269人	305人	9.3%	15.3%	15.0%	16.5%
訪問リハビリテーション	20人	20人	17人	-15%	1.1%	1.1%	0.9%
居宅療養管理指導	395人	429人	443人	12.2%	21.7%	24.0%	23.9%
通所リハビリテーション	156人	136人	139人	-10.9%	8.6%	7.6%	7.5%
短期入所生活介護	9人	9人	9人	0%	0.5%	0.5%	0.5%
短期入所療養介護	0人	1人	0人	0%	0.1%	0.1%	0.0%
福祉用具貸与	1,505人	1,490人	1,535人	2.0%	82.6%	83.3%	82.9%

※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4~11月審査分平均実績)より

※標準的居宅サービス利用者とは、在宅介護サービス(居住サービス・地域密着型サービスのうち、グループホーム等居住系のサービスを除く。)のうち、いずれか1種類以上のサービスを利用している人

※標準的居宅サービス利用者における利用割合=各サービス利用者数÷標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者における利用割合(予防給付) 〕



※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和5年4~11月審査分平均実績)より

(2) 居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合

居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合は、5割台となっています

【現状】

- ・令和5年度の支給限度基準額に対する利用割合は、利用者全体では54.3%であり、全国平均の52.7%を若干上回っています。
- ・要介護度別に見ると、要支援2の24.5%から介護度が高くなるほど高くなり、要介護5では74.6%となっています。

【課題】

- ・現在のサービスの利用量が利用者にとって必要十分かを点検しながら、引き続き居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合の動向に留意していく必要があります。

〔 居宅サービスの支給限度基準額に対する利用割合 〕

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
令和3年度	33.7%	24.4%	42.6%	53.1%	59.1%	63.4%	68.9%	52.1%
令和4年度	33.2%	23.9%	42.1%	53.2%	59.2%	63.5%	70.6%	52.4%
令和5年度	33.4%	24.5%	43.3%	54.6%	63.1%	65.7%	74.6%	54.3%
令和5年度 全国	27.6%	21.2%	43.5%	52.1%	58.1%	62.6%	67.3%	52.7%

※江戸川区：「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4～11月審査分平均実績）より

※全国：「介護給付費等実態統計月報」（令和5年11月審査分）より

※居宅サービスの支給限度基準額に対する利用割合＝各要支援・要介護度の平均給付単位数÷各要支援・要介護度の支給限度基準単位数

3 居住系サービス

介護付有料老人ホーム等の利用者数が伸びています

【 現 状 】

- ・区内の特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）は、第8期計画期間中に5か所増加し、令和5年10月現在、計49か所となっています。
- ・令和5年度の1か月あたり平均利用者数は、令和2年度と比較して126人増の1,900人となっています。
- ・有料老人ホームに対しては、良好な居住環境の確保を目的に制定した「江戸川区有料老人ホーム設置指導要綱」に基づき、有料老人ホームの適正な整備と運営の確保に努めています。

【 課 題 】

- ・高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けられるよう、引き続きサービス付き高齢者向け住宅などの多様な住まいや有料老人ホームの適正な量と質の確保に努めていく必要があります。

〔 居住系サービスの整備及び利用者数 〕

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (令和2→ 令和5年度)
特定施設入居者 生活介護	区内施設数	44か所	47か所	49か所	49か所	+5か所
	利用者数(1か月あたり)	1,774人	1,823人	1,875人	1,900人	+126人

※区内施設数は、各年度3月末現在（令和5年度は10月1日現在）

※利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和2～令和4年度は年度平均実績、令和5年度は4～11月審査分平均実績）より

※利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

4 地域密着型サービス

事業所整備に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の利用者数が増えています

【現状】

- ・第8期計画期間中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は事業所が1か所増加し、1か月あたり平均利用者数が19人増加している一方、認知症対応型通所介護は事業所が2か所減少し、1か月あたり平均利用者数が50人減少しています。
- ・看護小規模多機能型居宅介護は、事業所の廃止により令和3年度途中に区内事業所が0か所となりましたが、令和4年度に1か所が新規開設したほか、小規模多機能型居宅介護事業所1か所が看護小規模多機能型居宅介護事業所に転換したことにより、区内事業所が2か所となり、利用者数が増えています。

【課題】

- ・日常生活圏域ごとの高齢者人口を踏まえ、ある程度均等な整備がなされるよう誘導していくことが課題となります。
- ・ひとり暮らしや夫婦のみ世帯、重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域での生活の継続を支援するために包括的なサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」などの整備をさらに促進していく必要があります。
- ・高齢化の進展に伴って、医療ニーズのある要介護者が増加していくと予測されることから、特に「看護小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備をしていく必要があります。

[地域密着型サービスの整備及び利用者数]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (令和3→ 令和5年度)
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	区内施設数	3か所	4か所	4か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	49人	61人	68人	+19人
夜間対応型訪問介護	区内施設数	2か所	3か所	3か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	12人	15人	18人	+6人
地域密着型通所介護	区内施設数	72か所	71か所	72か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	1,815人	1,859人	2,174人	+359人
認知症対応型通所介護	区内施設数	15か所	13か所	13か所	-2か所
	利用者数(1か月あたり)	261人	227人	211人	-50人
小規模多機能型居宅介護	区内施設数	14か所	13か所	13か所	-1か所
	利用者数(1か月あたり)	280人	287人	280人	0人
認知症対応型 共同生活介護	区内施設数	40か所	41か所	41か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	659人	683人	678人	+19人
地域密着型特定施設入居 者生活介護	区内施設数	1か所	1か所	1か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	17人	17人	17人	0人
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	区内施設数	1か所	1か所	1か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	22人	19人	17人	-5人
看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)	区内施設数	0か所	2か所	2か所	+2か所
	利用者数(1か月あたり)	9人	8人	30人	+21人

※区内施設数は、各年度3月末現在（令和5年度は10月1日現在）

※利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和3～令和4年度は年度平均実績、令和5年度は4～11月審査分平均実績）より

※利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

[地域密着型サービス整備状況]

日常生活圏域		訪問介護 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	看護小規模多機能型 居宅介護
全 域	施設数(か所)	4	3	72	13	13	41	1	1	2
	定員(人)	-	-	918	178	361	735	18	20	54
①北小岩	施設数(か所)	1	1	7	1	1	1	0	0	0
	定員(人)	-	-	96	12	25	18	/	/	/
②小岩	施設数(か所)	0	0	9	0	0	5	0	0	0
	定員(人)	/	/	110	/	/	81	/	/	/
③鹿骨	施設数(か所)	0	0	14	2	2	7	0	1	0
	定員(人)	/	/	172	36	54	124	/	20	/
④瑞江	施設数(か所)	0	0	6	3	1	3	0	0	0
	定員(人)	/	/	81	48	25	54	/	/	/
⑤篠崎	施設数(か所)	0	0	3	0	1	3	1	0	0
	定員(人)	/	/	30	/	29	63	18	/	/
⑥松江北	施設数(か所)	[1]サテライト	[1]サテライト	8	1	1	4	0	0	1
	定員(人)	-	-	85	10	25	72	/	/	25
⑦松江南	施設数(か所)	1	0	6	1	1	2	0	0	0
	定員(人)	-	/	78	12	29	45	/	/	/
⑧一之江	施設数(か所)	0	0	2	0	0	1	0	0	0
	定員(人)	/	/	35	/	/	9	/	/	/
⑨船堀	施設数(か所)	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	定員(人)	-	-	/	/	29	/	/	/	/
⑩二之江	施設数(か所)	0	0	1	0	2	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	7	/	58	35	/	/	/
⑪宇喜田・ 小島	施設数(か所)	0	0	3	1	0	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	54	12	/	36	/	/	/
⑫長島・ 桑川	施設数(か所)	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	/	/	/	36	/	/	/
⑬葛西南部	施設数(か所)	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	定員(人)	/	/	/	/	29	18	/	/	/
⑭葛西中央	施設数(か所)	0	0	10	2	1	5	0	0	0
	定員(人)	/	/	128	24	29	90	/	/	/
⑮小松川 平井	施設数(か所)	0	0	3	2	1	3	0	0	1
	定員(人)	/	/	42	24	29	54	/	/	29

※施設数及び定員は、令和5年10月1日現在

5 施設サービス

施設整備に伴い、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用者が増えています

【 現 状 】

- ・第8期計画期間中、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は2か所、195床が新規に整備されました。
- ・これに伴い、令和5年度の1か月あたり平均利用者数は、令和2年度と比較して、介護老人福祉施設の利用者数は286人の増加となりましたが、一方、介護老人保健施設利用者数は99人、介護医療院利用者は11人減少しています。
- ・令和5年10月1日現在、700人弱の方が介護老人福祉施設への入所を希望している状況であり、そのうち6割弱は要介護4又は要介護5の要介護者となっています。
- ・介護老人保健施設については、令和3年度に1施設(定員80人)が廃止となったため、区内で利用できる施設が減少しています。

【 課 題 】

- ・都の医療構想による病床の機能分化や在宅医療の推進を背景に、医療的ケアが必要な要介護者は増加していきます。今後施設には、在宅での生活が難しくなった医療的ケアを必要とする方を受け入れていく機能も求められてきます。
- ・介護老人福祉施設は在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設として、介護老人保健施設は在宅復帰や在宅療養を支援する施設としての機能を充実・強化していく必要があります。
- ・日常的な医学管理や看取り等の機能と、生活施設としての機能等を兼ね備えた介護医療院については、引き続き適切な運営を支援していきます。

〔 施設サービスの整備及び利用者数 〕

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (令和2→ 令和5年度)
介護老人福祉 施設	区内施設数	18か所	20か所	21か所	21か所	+3か所
	利用者数(1か月あたり)	1,715人	1,819人	1,920人	2,001人	+286人
介護老人保健 施設	区内施設数	11か所	11か所	10か所	10か所	-1か所
	利用者数(1か月あたり)	1,018人	1,006人	948人	919人	-99人
介護医療院	区内施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	95人	94人	79人	84人	-11人
合計	区内施設数	31か所	33所	33所	33所	+2か所
	利用者数(1か月あたり)	2,828人	2,919人	2,947人	3,004人	+176人
	要介護4～5の割合	66.7%	67.2%	67.9%	68.2%	-

※区内施設数は、各年度3月末現在（令和5年度は10月1日現在）

※利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和2～令和4年度は年度平均実績、令和5年度は4～11月利用分平均実績）より

※利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

〔 第8期計画期間中の介護保険施設の新規整備 〕

施設の種類	名称	開設の時期	定員
介護老人福祉施設	やすらぎの里北小岩	令和3年6月	80
介護老人福祉施設	タムスさくらの杜南葛西	令和4年10月	115

